

上越市「週休2日取得モデル工事」実施要領【農業土木工事】

第1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当）^{※1}の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとって魅力ある産業となるよう、週休2日（4週8休相当）を建設産業に広く浸透させるため「週休2日取得モデル工事」を本要領に基づき試行する。

※1 「週休2日（4週8休相当）」とは、対象期間^{※2}（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日^{※3}を確保することをいう。

※2 「対象期間」には余裕期間を含まない（「施工時期選択可能工事」の場合）。ただし、施設機械は現場作業のみが対象（工場製作のみの期間は含めない）。

※3 「休日」とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない（現場閉所）状態及び技術者が休日を取得している状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

第2 発注方式

受注者希望型

工事着手前に受注者が週休2日に取り組む旨を発注者に協議し、4週6休～8休相当以上の現場閉所に取り組むものとする。

第3 適用日

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に適用する。

第4 対象工事

当初設計が10,000千円以上で受注者が希望した工事を対象とする。

ただし、発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- 1 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- 2 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。[※]

※現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

第5 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

1 工事現場について

- (1) 原則、対象工事現場において、完全週休2日[※]の現場閉所を確保することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。
- (2) ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週6休～8休相当以上）の現場閉所を確保するものとする。

※完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

2 技術者について

- (1) 対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、完全週休2日を確保するものとする（内業のみの日は勤務日として扱う）。
- (2) ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休振替休日により、週休2日（4週8休相当以上）を確保するものとする。

第6 施設機械工事の取扱い

1 週休2日対象期間

現場作業のみが対象（工場製作のみの期間は含めない）。

2 補正適用の範囲

補正適用の範囲は以下のとおり。

	補正対象	補正対象外
施設機械 設備工事	据付工事原価に係る費用（据付間接費は除く） ○直接工事費の労務費及び機械経費（賃料） ○間接工事費（共通仮設費、現場管理費）	○直接製作費の労務費及び機械経費（賃料） ○間接製作費 ○間接工事費（据付間接費） ○設計技術費
鋼橋製作 架設工事	架設工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費及び機械経費（賃料） ○間接工事費（共通仮設費、現場管理費）	○直接製作費の労務費及び機械経費（賃料） ○間接製作費
電気通信 設備工事	据付工事原価に係る費用（機器間接費は除く） ○直接工事費の労務費及び機械経費（賃料） ○間接工事費（共通仮設費、現場管理費）	○間接工事費（機器間接費）

第7 試行の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

1 工事発注時

ア 発注者は以下の「4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合」の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、市場単価、間接工事費率に乗じて予定価格を算出する。
補正係数の一覧表のとおり。

イ 設計書に、「『週休2日取得モデル工事』特記仕様書【農業土木工事】」を添付する。

2 工事契約後の初回打合せ

受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により協議すること。また、必要に応じて、週休2日（4週8休相当）の工程を確保するために必要な日数を協議し、工期変更を行うこととする。ただし、繰越が予想される工事においては、議会承認後に、必要な日数を付与する変更契約を行うこととする。

3 初回打合せ～実績確認

- (1) 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員へ提出する。休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないように留意すること。

工事現場は4週8休相当以上の計画を原則とするが、4週7休相当以上、又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とする。技術者は、4週8休相当以上の計画とする。

- (2) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- (3) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- (4) 発注者は、必要に応じ休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。
- (5) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了後、速やかに監督員へ提出する。
- (6) 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

**現場閉所実施日数 (b) ≥ 実施対象期間 (a) *¹から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間 (a) × 6 ~ 8 / 28)**

※1 「実施対象期間 (a)」とは、現場着手日*²から現場完了日*³のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間及びその他期間*⁴を除いた期間をいう。

※2 「現場着手日」とは、工事施工区域内で、測量等の準備工に着手した日をいう。

※3 「現場完了日」とは、工事施工区域内で、出来形測定等及び後片付け作業が完了した日をいう。

※4 「その他期間」とは、以下の期間をいう。

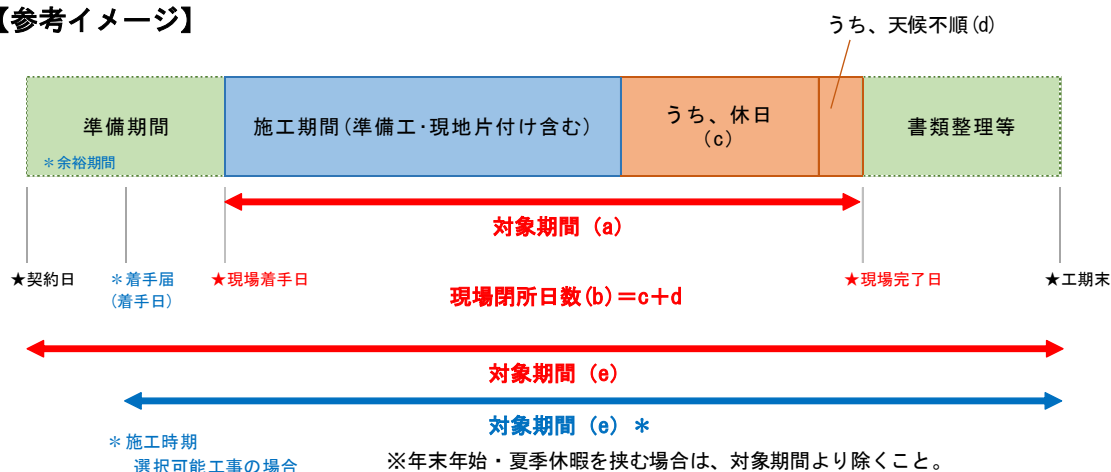
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【技術者の確認方法】

**対象者休日取得日数 ≥ 実施対象期間 (e) *から算出される対象者休日日数
(= 実施対象期間 (e) × 8 / 28)**

※「実施対象期間 (e)」とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間及びその他期間を除いた期間をいう。

【参考イメージ】



【補正係数の一覧表】

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03
市場単価	別表 「市場単価補正係数の一覧表」		

4 設計変更

発注者が現場閉所状況を確認した結果、現場閉所が4週8休相当に満たない場合は、現場閉所状況に応じた補正係数を労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に乘じ、減額変更する。

現場閉所が4週6休相当未満の場合は、補正を行わない。

5 竣工検査

(1) 受注者は第7 3 (5)で監督員に提出済みの「技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)」を竣工書類に添付する。

(2) 発注者は、以下のように加点を行う。

※受注者から提出された休日取得実績表に基づき、加点対象となるか判断すること。

ア 技術者が週休2日(4週8休相当)を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

イ 工事現場が週休2日(4週8休相当)の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

ウ 技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日(4週8休相当)を達成した場合は、加点対象項目のみに加点評価する。

エ 技術者及び工事現場ともに週休2日(4週8休相当)を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫	社会性	合計加点
技術者が週休2日(4週8休相当)を達成	工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成	
+3点(+1.2点)	+5点(+1.0点)	(+2.2点)

第8 各費目の算定

各費目の算定は、下記によるものとする。

【労務費】

補正労務単価＝労務単価(補正前)×冬期補正または時間的制約補正×週休2日補正係数
 <円未満切り捨て>

【機械賃料】

補正機械賃料＝機械賃料×週休2日補正係数 <円未満切り捨て>

【共通仮設費率】

補正共通仮設費率(%)＝共通仮設費率(補正前)×施工地域補正係数
 ×情報化施工技術補正係数×週休2日補正係数
 <小数点第3位四捨五入2位止め>

【現場管理費率】

補正現場管理費率(%) = 現場管理費率(補正前) × 施工地域補正係数
× 情報化施工技術補正係数 × 週休2日補正係数 + 施工時期補正值
＜少数点第3位四捨五入2位止め＞

【市場単価加算率・補正係数割増】

(1) 加算率・補正係数割増がない場合

標準の市場単価 × 週休2日の補正係数 = 補正後単価 <円未満切り捨て>

(2) 加算率・補正係数割増がある場合

S : 加算率、K : 補正係数

(標準の市場単価 × 週休2日の補正係数) × (1 + S₀orS₁or…orS_n/100) × (K₁ × K₂ × … × K_n)
= 補正後単価

[計算順序①]

(標準の市場単価 × 週休2日の補正係数) = 補正後単価 <円未満切り捨て>

[計算順序②]

加算率・補正係数の算出

(1 + (S₀orS₁or…orS_n)/100) × (K₁ × K₂ × … × K_n) を行う。

<端数処理がある場合は、各施行単価で設定>

[計算順序③]

①で算出した値 × ②で算出した値 = 補正後単価

<円未満切り捨て>

(3) 加算額

[労務費が含まれる場合]

標準の市場単価(加算額) × 週休2日の補正係数 = 補正後単価 <円未満切り捨て>

[労務費が含まれない場合]

労務費が含まれない加算額は補正対象外

※加算額は、(1)又は(2)で算出した補正後単価に加算する(端数処理なし)

第9 留意事項

アンケートについて

工事完了後、達成状況に関係なく受注者は、「週休2日取得モデル工事」のアンケート様式を発注者へ提出すること。

※アンケート様式は、「土木・港湾・農業・林業共通アンケート」を使用すること。

市場単価補正係数の一覧表

名称	区分	補正係数		
		4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00